

第8章 情報収集 ～各施設の情報提供にご協力ください～

バリアフリー設備の有無や設置している箇所の情報は、高齢者、障がい者等が当該施設を利用するために必要となります。

バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針の中で情報提供について明記することで、公共交通事業者や道路管理者に対して、高齢者、障がい者が旅客施設や道路を利用するために必要な情報を市町村に提供することが義務付けられるようになります。また、路外駐車場管理者や公園管理者等は、高齢者、障がい者が施設を利用するために必要となる情報について、市町村への情報提供が努力義務となります。

情報提供の内容は、高齢者や障がい者等に配慮したエレベーターの設置やトイレの設置状況、駐車施設における障がい者用駐車スペースの設置状況などの情報です。

表 8-1 施設管理者からの情報提供

	情報提供者・施設	情報提供の内容	収集方法
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設や公共交通事業者等 ・道路管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の有無及びその設置状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の末日までに 本市に報告
努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物* ・路外駐車場 ・公園 		

※建築物

バリアフリー法の適用義務が生じる建築物は、以下の対象用途で2,000㎡以上のもの

1. 特別支援学校
2. 病院または診療所
3. 劇場、観覧場、映画館または演芸場
4. 集会場または公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットなど
7. ホテルまたは旅館
8. 保健所、税務署など
9. 老人ホーム、福祉ホームなど
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターなど
11. 体育館、水泳場もしくはボウリング場または遊技場
12. 博物館、美術館または図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行など
16. 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物など
17. 自動車の停留または駐車のための施設
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊